

入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程新旧対照表

改正案		現 行	
(事業の名称等) 第2条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称及び施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。		(事業の名称等) 第2条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称及び施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。	
事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称	事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称
(1) 入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業	入間市豊岡一丁目、黒須一丁目、河原町、鍵山一丁目及び高倉一丁目_____の各一部	(1) 入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業	入間市豊岡一丁目、黒須一丁目、河原町、鍵山一丁目及び高倉一丁目、二丁目の各一部
(2) 入間都市計画事業扇台土地区画整理事業	略	(2) 入間都市計画事業扇台土地区画整理事業	略